

答申第 827 号

情 公 第 2624 号

令和 7 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 8 月 24 日付けで諮問された特定地番の土地に関する文書一部非公開の件（その 7）（諮問第 888 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、令和4年1月31日付け行政文書公開請求に対し、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年1月31日付で、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年2月7日付で、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和4年3月29日付で、別表1の「処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年6月24日付で、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、道水路等境界復元に関する文書を実際に撮影した上で本件請求を行っていることから、文書不存在との決定はあり得ない。
- (2) 実施機関は、令和元年10月4日の文書公開の場で、特定市長に申請した道水路等境界調査に関する文書を偽造した。実施機関の職員が、公開すべき文書を持ったまま逃げて戻らなかつたため、公開されないままとなっている。
- (3) 元々不存在なのか、ある時までは存在していたのか、法的に不存在となつたのか、法的不存在になったのならいつなのか、裁断されて廃棄されたのか、分からぬ。実施機関が保有する文書には、K4石杭を新設したと記載された写真が綴られているにもかかわらず、物理的不存在として決定しているため、本件審査請求を提起する。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

(1) 文書の不存在について

審査請求人は、実施機関が平成 10 年 4 月 20 日付けで道水路等境界調査復元の申請を行った旨主張するが、当該日付の申請書を執務室内及び PDF 集積ファイル内を探索したが、物理的に存在しなかった。

また、審査請求人は、道水路等境界復元に関する文書を撮影した旨主張しているが、審査請求人が撮影したとする文書が、いかなる文書であるか不明である。

なお、令和元年 10 月 4 日の文書公開の場で文書を偽造し、逃げて戻らなかつたなどとする審査請求人の主張は、事実ではない。

(2) 不存在文書又は公開対象外文書について

別表 1 に掲げる請求 1 (1) から請求 1 (5) までの請求、請求 2、請求 3 及び請求 4 - ⑯ については、審査請求人の見解のみが記載されており、請求に係る行政文書の特定がなされていないため、請求対象外である。

別表 1 に掲げる請求 4 - ① から請求 4 - ⑧ までの請求、請求 4 - ⑩、請求 4 - ⑫、請求 4 - ⑭、請求 4 - ⑯ から請求 4 - ㉓ までの請求及び請求 4 - ㉕ から請求 4 - ㉗ までの請求については、執務室内及び PDF 集積ファイル内を含む保存文書を探したが、見当たらず、物理的不存在である。

別表 1 に掲げる請求 4 - ⑮ については、新設 K 4 写真は公開するが、同じ紙面に他の写真が掲載されているため、他の写真の部分は請求対象外である。

(3) 一部非公開とした文書について

別表 2 に掲げる請求 4 - ⑪ 及び請求 4 - ㉔ に係る行政文書に記載された個人名、印影、住所及び電話番号については、特定の個人が識別され、その情報が公開されることにより当該個人に不利益を生じさせるおそれがあるため、一部非公開とした。

5 審査会の判断理由

(1) 全部を請求対象外とした処分について

実施機関は、請求1から請求3までの請求及び請求4-⑯に対し、行政文書が特定できないことを理由に非公開決定を行っている。

当審査会が確認したところ、これらの請求はいずれも、審査請求人の認識に基づく事実関係等を内容とするものであり、行政文書の公開を求める趣旨の内容とは認め難いものであった。

よって、実施機関が請求1から請求3までの請求及び請求4-⑯に対し、行政文書の特定ができないことを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(2) 一部を請求対象外とした処分について

実施機関は、「新設K4杭の写真の開示」を求める請求4-⑮に対して特定した行政文書について、当該行政文書に含まれる新設K4杭の写真以外については「請求対象外」であることを理由に非公開決定を行っている。

当審査会が当該行政文書の内容を確認したところ、実施機関が「請求対象外」としたのは、審査請求人が公開を求めた杭の写真とは明らかに異なる杭の写真であると認められることから、実施機関が請求4-⑮に対し、「請求対象外」であることを理由に公開拒否決定を行ったことは妥当である。

(3) 文書不存在を理由に非公開とした処分について

実施機関は、別表1に掲げる請求4-①から請求4-⑧までの請求、請求4-⑩、請求4-⑬、請求4-⑭、請求4-⑯から請求4-㉓までの請求及び請求4-㉕から請求4-㉗までの請求に係る行政文書について、物理的に不存在であることを理由に非公開決定を行っているため、以下、当該決定の妥当性を検討する。

ア 請求4-①について

標記請求は、「県が、特定地番を昭和27年12月17日売買により同12月19日登記した登記簿の写し」の公開を求めるものである。

この点、条例第14条は、「他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書」について、行政文書公開請求制度の適用除外としている。

そこで検討すると、審査請求人が公開を求める不動産登記簿の写しは、

不動産登記法第119条第1項に規定する「登記事項証明書」として何人もその交付を請求できる行政文書と認められることから、条例第14条に規定する「他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書」に該当する。

よって、標記請求に係る行政文書は、行政文書公開請求制度の適用除外となることから、実施機関が標記請求に対して非公開決定を行ったことは結論において妥当である。

イ 請求4-②について

標記請求は、「県が、特定地番を昭和41年4月8日付で、特定個人に売却した時の特定市特定区特定県営住宅敷地現形図（略）写し」の公開を求めるものである。

この点、実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）は、行政文書の保存期間を最長で30年と定めている（規則第9条第1項）。

そうすると、標記請求において、県が特定地番を売却したのは昭和41年であると示されている以上、仮に実施機関が同年に「特定県営住宅敷地原形図」を作成又は取得し、その保存期間を30年と設定していたとしても、昭和41年から既に30年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和4年1月31日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

以上を踏まえれば、実施機関が当該文書を文書不存在としたことは不自然、不合理とはいはず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ウ 請求4-③から請求4-⑧までの請求、請求4-⑩、請求4-⑪及び請求4-⑫について

当審査会が本件請求に係る行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）を見分したところ、標記請求の内容はいずれも、平成10年に神奈川県が特定市へ申請したとされる「道水路等境界調査」に関する行政文書（以下「境界調査関連文書」という。）の公開を求めるものと認められる。

この点、当審査会は過去に境界調査関連文書に係る非公開決定の妥当性について、令和7年6月4日付け答申第810号（以下「答申第810号」という。）で判断を行っている。

答申第810号は、「当審査会が実施機関に確認したところ、境界調査関連文書は仮に存在したとしても、（略）規則（略）の別表に規定する『県有財産の処分又は管理に関するもの』であるとして、10年保存文書に該当するとの説明があった。本件請求内容を踏まえれば、境界調査関連文書は県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に関する文書と認められることから、これを『県有財産の処分又は管理に関するもの』として10年保存文書に該当するとした実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。」とした上で、「平成10年から既に10年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和2年10月16日）においては、境界調査関連文書の保存期間は満了していたことになる。」として、実施機関の非公開決定を妥当と判断している。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

エ 請求4-⑬及び請求4-⑭について

当審査会が標記請求に係る本件請求書の記載内容を見分したところ、標記請求の内容はいずれも、実施機関が平成10年7月9日に起案し、特定市長と締結した土地境界協議書に関連する行政文書の公開を求めるものと認められる。

当審査会が実施機関に確認したところ、請求内容に合致する平成10年7月9日付け起案文書は存在しないとのことであり、かかる実施機関の説明を覆す事実が審査請求人から示されていないことを踏まえれば、当該説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

オ 請求4-⑯について

当審査会が標記請求に係る本件請求書の記載内容を見分したところ、国土調査時に行われたとされる「官民境界先行調査」に係る行政文書の公開

を求めるものと認められる。

この点、当審査会は、過去に標記請求と同趣旨の請求に係る非公開決定の妥当性について、令和7年1月9日付け答申第802号（以下「答申第802号」という。）で判断を行っている。

答申第802号は、当該調査について「実施されたのは昭和43年度とされているため、仮に実施機関が同年度中に（略）文書を作成又は取得し、その保存期間を30年と設定していたとしても、規則によれば、昭和43年度から既に30年を超える期間が経過していた本件請求時点（平成30年1月25日）においては、その保存期間が満了していたことになる。」として、実施機関の非公開決定を妥当と判断している。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

カ 請求4-⑯について

当審査会が標記請求に係る本件請求書の記載内容を見分したところ、審査請求人が住宅営繕事務所長あて送付したとされる行政文書の公開を求めるものと認められる。

この点、当審査会は、過去に標記請求と同趣旨の請求に係る非公開決定の妥当性について、令和7年9月30日付け答申第822号（以下「答申第822号」という。）で判断を行っている。

そして、答申第822号は、「当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人の主張するような、審査請求人から住宅営繕事務所長に文書が提出されたという事実はないということであった。」とした上で、「これを覆す事実が審査請求人から示されていない以上、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。」と判断している。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である

キ 請求4-⑪から請求4-⑬までの請求及び請求4-⑮について

当審査会が標記請求に係る本件請求書の記載内容を見分したところ、標記請求の内容はいずれも、平成21年又は平成22年に作成又は取得されたとされる特定県営住宅の管理に関する行政文書の公開を求めるものと認められる。

この点、当審査会は、過去に標記請求と同趣旨の請求に係る非公開決定の妥当性について、令和7年3月4日付け答申第806号（以下「答申第806号」という。）で判断を行っている。

答申第806号は、これらの行政文書について、いずれも「規則上の『県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの』として5年保存文書になるとの実施機関の説明は不自然、不合理ではない。」とし、仮に実施機関が平成21年又は平成22年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成21年又は平成22年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月4日）においては、その保存期間が満了していたことになるため、実施機関の非公開決定を妥当と判断している。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ク 請求4-⑯及び請求4-⑰について

当審査会が標記請求に係る本件請求書の記載内容を見分したところ、標記請求の内容はいずれも、特定地番の境界に関して特定市が平成22年に開催したとされる会議や説明会等に関する行政文書の公開を求めるものと認められる。

この点、当審査会は、過去に標記請求と同趣旨の請求に係る非公開決定の妥当性について、答申第822号で判断を行っている。

答申第822号は、「仮に当該文書が存在していたとしても、その保存期間は、規則が定める『県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの』として『5年』になる」との実施機関の説明は「不自然、不合理とはいえない。」とした上で、「仮に実施機関が平成22年に標記請求に係る文書を

作成又は取得していたとしても、平成22年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和4年1月3日）においては、その保存期間が満了していたことになる。」として、実施機関の非公開決定を妥当と判断している。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(4) 一部公開とした処分について

実施機関は、別表1に掲げる請求4-⑪及び請求4-⑫に対して特定した行政文書に含まれる情報の一部が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っているため、以下、当該決定の妥当性について検討する。

ア 土地境界確認書に記載された個人の氏名等について

当審査会が確認したところ、請求4-⑪に係る行政文書は、土地境界確認書であることが認められる。

実施機関は、当該行政文書に記載された個人の氏名、住所及び印影について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は、過去に標記情報に係る非公開情報該当性について、令和6年2月28日付け答申第781号（以下「答申第781号」という。）及び令和7年9月30日付け答申第818号（以下「答申第818号」という。）で判断を行っている。

個人の氏名及び住所について、答申第818号は、「直筆で記載された特定地番の土地所有者の氏名及び住所は、条例第5条第1号本文に規定する『個人に関する情報（略）』であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの』に該当することは明らかであり、また、不動産登記法の規定に基づいて何人も請求できる登記事項証明書によつても、土地所有者がどのような筆跡であるかという情報までは知り得ない以上、当該情報は同号ただし書アに規定する『法令又は条例（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報』には該当せず、

また、同号ただし書イからエまでに規定する情報にも該当しないことは明らかである。」とし、実施機関が非公開としたことを妥当であると判断している。

また、印影について、答申第781号は、「当該非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しない。」とし、実施機関が非公開としたことを妥当であると判断している。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

イ 特定県営住宅の環境改善に関する文書に記載された氏名等について

当審査会が確認したところ、請求4-④に係る行政文書は、特定個人が実施機関に送付した特定県営住宅内の環境改善に関する文書であることが認められる。

実施機関は、当該行政文書に記載された個人の氏名、住所、印影及び電話番号について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は、過去に標記情報に係る非公開情報該当性について、答申第806号で判断を行っている。

答申第806号は、「当該非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しない。」とし、実施機関が非公開としたことを妥当であると判断している。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
1	<p>実施機関は、昭和 27 年 12 月 17 日売買により取得した特定地番を、19 日登記し、その後、昭和 41 年 4 月 8 日特定個人に、K 3、K 4 鉄びょう筆界杭（国土調査査定杭）から東側（実施機関が特定市に移管した特定地番道路）の道路境界の石標に接するまでを売却した。02024A301・SCALE1/300 特定市特定区特定県営住宅敷地現形図に K 4 境界点が表示されている通り、特定市道水路等境界調査の条例規則第 3 条、第 3 条の 3、第 6 条、第 6 条の 2 及び第 7 条、第 7 条の 2 関連による道水路等境界調査（平成 10 年 4 月 20 日付）を申請した際に朱線を引き、所有者に承諾させた K 4 筆界（境界点）より、X 座標 -58059.048, Y 座標 -25518.569 座標値北側へ、（平成 23 年廃業されたと言う特定会社特定個人施工・特定区特定番地）が請求者の敷地を取り込んだことが原因で、実施機関所属神奈川県住宅営繕事務所（県営住宅部特定課課長）（以降は「県」と言う）は、平成 22 年 6 月 28 日（月）特定市道路局（9 階）で建築局特定職員司会により、県、市道路局、同建築局、同環境創造局、同特定土木事務所合同による謝罪の席で、「K 4 コンクリート杭を撤去します」と約束した。</p>	—
(1)	県は、約束した件について 7 月 28 日打ち合わせたと言う文書の開示通知を請求者にしている上に、打ち合わせた翌日の 7 月 29 日（木）特定区特定町内会館で、市道路局 9 F に於いて家族に謝罪されたことと同様「否道路で私有地です。道路ではないです。」と特定区特定自治会員 74 名にも謝罪と上記 1 の経緯を説明された。	非公開 (文書特定不可)
(2)	なお、県は T 6 ポイント釘を新規に設置し、X 座標 -58059.048, Y 座標 -25518.569 座標値を境界点にし、請求者が所有する板塀を壊した敷地植栽地を取り込んで K 4 新杭を新設した時の写真を、黒表紙を冠し保管しているのを閲覧後写しの開示をしている。	非公開 (文書特定不可)
(3)	神奈川県個人情報保護審査会会長あて申立書（令和 4 年 1 月 17 日付）に記載した通り取り込んで新設されていることは明らかにも関わらず、5 年経過しても是正復元がないので、神奈	非公開 (文書特定不可)

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
	川県住宅営繕事務所県営住宅部特定課課長、同県営住宅部特定課課長、特定職員の現況を確認していただいた後で、平成 27 年及び 28 年の 2 回、敷地表示図に署名押印したのと違った書き込まれた理斜線で消去されている承諾書を開示された。	
(4)	「県は請求者が持っている承諾書と同じ承諾書を印刷して開示している」と平成 27 年に開示された承諾書と平成 28 年に開示された承諾書とも違っており、請求者が所有している承諾書とも違っていたので、原議の写しと共に平成 10 年 3 月 10 日に作成し、道水路境界等調査第 3 条に基づき申請書に添えた地籍調査図の双方を開示請求した。	非公開 (文書特定不可)
(5)	令和元年 10 月 4 日（金曜日）開示の際、特定職員は平成 10 年 3 月 10 日作成の地籍調査図及びカラーコピー機で作成した承諾書の双方を持ったまま「課長の方が詳しい」と叫び逃げ去り、所管課、冷蔵庫設置室等に隠れたため、以降は開示が中断し行われていない。（特定職員は開示の前に、経緯を市環創局特定課特定職員（現特定土木事務所）に、県の失態を確認していたことを詳しいと叫んだものと思われる。）	非公開 (文書特定不可)
2	「このたび、FAXでお問い合わせがあった『特定地番県有地と同所特定地番の境界について』に関して当該業務を所管とする情歌区営繕事務所より、次のとおり回答いたします。これまで文書でお答えした通り、平成 10 年 5 月 25 日に当時の特定地番所有者の特定個人から県有地との境界に関し境界承諾をいただき鉄鉢を設置しました。その後、特定市による導水路等境界調査により、K4 境界標が鉄鉢から特定市杭へ変更となつたことを受けて特定個人から改めて境界承諾をいただきましたが、境界標の変更の際の位置変更はなかつたと認識しています。境界承諾書標が現況と違つてゐると言う認識はありません。（以下略）	非公開 (文書特定不可)
3	更に、県は、県有地（特定地番）と特定個人の所有地（特定地番）との境界標 K3 及び K4 に関して、平成 10 年に特定個人の前所有者の特定個人より別紙 1 及び別紙 2 の通り境界承諾をいただいており、この境界承諾と同一の位置に	非公開 (文書特定不可)

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
	<p>境界標は存していると認識しています。従つて、県有地と特定個人所有地との境界線は、境界標K3及びK4を結んだ線であり、県としましては、特定個人からの境界位置変更に関する要望には応じられません。</p> <p>次に、特定個人より、「県所有の平成10年9月作成用地実測図（平成10年5月25日立会・境界承諾付き）に対して、平成10年9月作成用地実測図に（平成10年5月25日立会の境界署名押印はあり得ない。県は平成10年9月作成の実測図に、平成10年5月25日立会の境界承諾を貼りつけ、改竄等を行った実測図を公開した。とご指摘がありましたが、県は、平成10年5月25日に特定個人及び特定市と境界立会いを実施し、特定個人より別紙1の通り境界承諾をいただきました。その後、特定市の境界調査で境界標K4（鉄鋤）と同一の位置にK4（市杭）が設置され、県は平成10年9月に境界標K4の表示を（鉄鋤）から（市杭）に改めた実測図を作成し、この実測図に平成10年5月25日立会いと記し、特定個人より別紙2の通り再度境界承諾をいただきました。</p> <p>なお、特定個人より情報公開請求のあった行政文書は、県の情報公開条例に基づき開示しています。行政文書の開示にあたって、改ざん等は一切ありません。」以上</p>	
4-①	県が、特定地番を昭和27年12月17日売買により同12月19日登記した登記簿の写しの開示。	非公開 (文書不存在)
4-②	県が、特定地番を昭和41年4月8日付で、特定個人に売却した時の特定市特定区特定県営住宅敷地現形図(02024A301・SCALE1/300)写しの開示。	非公開 (文書不存在)
4-③	道水路等境界調査申請書(平成10年4月20日付)関係文書一式は永年保存になっている)に添えた平成10年3月10日付(特定地番地内の敷地を測量した)地籍調査図写しの開示(特定職員が開示せずに平成元年10月4日持ち逃げした地籍調査図写しの開示)	非公開 (文書不存在)
4-④	道水路等境界調査申請書(平成10年4月20日付)の申請地の登記簿謄本写しの開示。	非公開 (文書不存在)
4-⑤	道水路等境界調査申請書(平成10年4月20日付)に添付した申請個所を赤線で表示した申請	非公開 (文書不存在)

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
	地付近の公図写し。	
4-⑥	道水路等境界調査申請書（平成10年4月20日付）に添付した現地案内図写しの開示。	非公開 (文書不存在)
4-⑦	道水路等境界調査申請書（平成10年4月20日付）を申請するにあたって、特定市道水路等の境界調査に関する規則の第3条の4項に沿って、2号様式に記載して頂いた特定地番に隣接する所有者の立会同意書の写しの開示。	非公開 (文書不存在)
4-⑧	同申請書に添えた特定地番所有者から得た確認書の開示。	非公開 (文書不存在)
4-⑨	特定地番所有者の平成10年5月25日承諾書に記載した表示図の開示。	公開
4-⑩	道水路等境界調査申請時に条例規則に沿って特定地番所有者から事前に得て、申請された承諾書写しの開示。	非公開 (文書不存在)
4-⑪	同平成10年5月25日に特定地番所有者から得た承諾書の開示。	一部公開（条例第5条第1号該当）
4-⑫	同平成10年6月8日付の道水路等境界明示図・復元図の開示。	公開
4-⑬	同平成10年7月9日に起案し、特定市長と交わした土地境界協議書の開示。	非公開 (文書不存在)
4-⑭	同既設杭は一致し合意に至ったと言う境界確認調書の開示。	非公開 (文書不存在)
4-⑮	既設K3の杭から既設のK4杭まで特殊な色の朱線を引いた表示図付き承諾書に承諾しているにも関わらず、道水路等境界調査により国土調査の境界復元されたなら、国土調査のK4境界点杭があるのだから、復元など必要としない。杭が無くて新設するとなる工事なら名称は境界明示となる。県は、同一位置に復元されたと虚言を言われているが、県が保有されている写真にK4杭を新設したと写真が文書と共に保管されている。新設K4写真の開示。	公開 (一部請求対象外)
4-⑯	新設K4杭の位置は、所有者の承諾したK4筆界（境界点）より北側（X座標－58059.048. Y座標－25518.569）の座標値の通り特定地番土地（請求者の土地）に越境している既に、県には越境している状況を写した写真を送付している。	非公開 (文書特定不可)
4-⑰	県（住宅営繕事務所長）の文書に「県と請求者特定地番）との境界点K3杭と東側の（請求者特定地番）との境界点K4杭と接した農地（特	非公開 (文書不存在)

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
	<p>定地番)を、特定個人が特定個人に売却したことにより、K4杭とプラスチック杭が境界線となつた官民境界先行調査に立ち会つてゐる。</p> <p>したがつて、県は現況確認した上で、3台の鉄製車止めを設置していることから、国土調査時のK4杭が境界点杭であることを、県は現況及び成果簿、手交した設置工事人も被写体となつてゐる右手下写真等により、住宅営繕事務所長も請求人と論争したことから範囲を承知されている上に、県は、国土調査時のK4杭を何度も現況確認した上で、車止めを作成し特定市の業者が設置してゐる。</p> <p>今更、(物理的不存在。事務室内及びPDF集積ファイル内を探したが見当たらない存在した文書なのか元々不存在文書なのか不明)とは虚言。請求人は上述のとおり、県に赴き文書、写真の存在を写した上で請求してゐる。</p> <p>県は「特定市の倉庫を探したらある」とまで開示の席で言わせている。あくまでも官民境界先行調査した時の資料の開示を求める。</p>	
4-⑯	住宅営繕事務所長あて文書を、特定職員から写しを頂きましたが返書を頂いておりません。文書処理日数も経過しておりますが、その後、所長あてた文書について、電話で開帳された文書の開示を求める。	非公開 (文書不存在)
4-⑰	更に上述のとおり、特定区特定地番の導水路等境界調査の申請時の公図は無い「特定市の倉庫の中を探して・・・」と(特定職員)言い持つたまま逃げた理由が分かた。(特定市環境創造局特定課特定職員から、国土調査時の杭が存在していることを、同席した特定職員は聴取し確認されているから「課長の方が詳しい」と席に戻らず持ち逃げしている平成10年3月調査時の特定地番地籍図(公図)の開示」 ※実施機関が特定市に所有するという倉庫内を確認の上、法的に不存在なのか元々存在しなかつたものなのか開示を求める。	非公開 (文書不存在)
4-⑱	特定地番道水路等境界調査申請(平成10年4月20日)表示図の開示	非公開 (文書不存在)
4-⑲	平成21年7月27日特定職員、特定職員の挨拶を頂戴した際に、特定地番特定県営アパートと特定地番間の新設したK4コンクリート杭を国土	非公開 (文書不存在)

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
	調査時の撤去したK 4 鉄びょう杭の位置へ移設するために作成されたと言う境界改善計画書の開示。	
4-㉒	平成 21 年 11 月 12 日（木曜日）特定地番と特定地番の工事について特定市の業者の方へ説明された計画書の開示。	非公開 (文書不存在)
4-㉓	平成 22 年 3 月 12 日（木）から始まった特定地番と特定地番の境界 K 3 と K 4 間の工事に関する文書一式の開示。	非公開 (文書不存在)
4-㉔	平成 22 年 5 月 25 日、特定職員に電話し「風除けの点で話が詰まっていなかったから」と不在時に訪問して頂いたと聞き、請求者が平成 22 年 6 月 22 日付発出した文書写の開示。	一部公開（条例第 5 条第 1 号該当）
4-㉕	平成 22 年 4 月 8 日（水曜日）午後 2 時、神奈川県が東側境界に馬型の車止め 3 個設置したことに対し、特定個人と特定個人から「あんたがやったあそこは県道です。誰が通ってもいいのです。…」と、請求者が因縁をつけられた際に、請求者に変わり「平成 22 年 6 月 17 日県営住宅部特定課課長が「県道ではありません。県有地ですから県で設置しました。」と、請求者及び家族を帶同し、特定個人と特定法人の運転手だったと言った夫に説明のため作成した文書と、その応答を残したという文書の開示。	非公開 (文書不存在)
4-㉖	平成 22 年 6 月 28 日（月曜日）道路局 9 階で開催された特定地番土地の道水路境界調査時に新設した K 4 境界杭を、国土調査時の場所に復元することを特定市道路局、建築局、環境創造局、特定土木事務所の合同会議において、特定職員が元の場所に戻すことを約束した際の文書の開示。	非公開 (文書不存在)
4-㉗	同平成 22 年 7 月 29 日（木曜日）19:30 から特定町内会館にて該当地近隣 74 名に対し、特定市道路局、建築局、環境創造局、特定土木事務所により、特定地番の東側は「否道路です。…」。道水路境界調査時に新設した K 4 杭を国土調査時通りの場所に戻すことを説明した際の配布文書写しの開示	非公開 (文書不存在)

別表 2

請求	特定した行政文書	非公開情報
4-⑨	境界表示図	なし
4-⑪	平成10年5月25日土地境界確認書	氏名、住所及び印影
4-⑫	道水路等境界明示図・復元図	なし
4-⑯	杭を撮影した写真	なし
4-㉔	県有地内の環境改善について	氏名、印影、住所及び電話番号

別 紙

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 8 月 29 日 (收受)	<input type="radio"/> 諮問
令和 4 年 10 月 3 日	<input type="radio"/> 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を收受
令和 7 年 9 月 16 日 (第 253 回部会)	<input type="radio"/> 審議
令和 7 年 10 月 3 日	<input type="radio"/> 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を收受
令和 7 年 10 月 31 日 (第 254 回部会)	<input type="radio"/> 審議
令和 7 年 11 月 28 日 (第 255 回部会)	<input type="radio"/> 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
鍔 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和 7 年 12 月 17 日現在) (五十音順)